

縦覧制度の見直しについて

縦覧制度について

署名簿の縦覧について、個人情報保護の観点から運用の見直しを行う必要があるのではないか。その場合、関係人に署名の効力決定の過誤の有無を検討させ、修正の申立てを行わせるという縦覧の趣旨と個人情報保護とのバランスをどのように考えるか。

具体的な対応方法

1. 署名者の住所、生年月日を隠した署名簿を縦覧に供する取扱いとする方法

- 署名者の住所、生年月日は黒塗りその他の方法で隠した上で、署名簿又は署名簿の写しを縦覧に供する。
- 特定の署名者の署名を住所、生年月日の部分も含めて縦覧したい旨の申出があれば、住所、生年月日の部分も含めた当該特定の署名者の署名を縦覧させる。
- 以上の手順を踏んでもなお、署名簿全体を縦覧したい旨の申出があった場合には、署名簿全体を縦覧させる。

2. DV等支援対象者の署名等を隠した署名簿を縦覧に供する取扱いとする方法

- DV等支援対象者の署名等（氏名、住所、生年月日）を黒塗りその他の方法で隠した上で、署名簿又は署名簿の写しを縦覧に供する。

考えられる論点

論点1 縦覧させなければならない情報は何か。

- ・ 住所、生年月日は選挙管理委員会が審査の中で選挙人名簿と突合するために必要な情報として規則の様式に定められているものであり、縦覧させなければならない情報は、原則として（署名と縦覧者の同一性確認等のため必要な場合を除き）、署名簿の署名と当該署名の有効無効の欄であると考えることが可能か。

論点2 縦覧の趣旨と個人情報保護とのバランスを考えた場合、左記の方法が適切か。

- ・ 署名簿全体を縦覧したい旨の申出に対して、選挙管理委員会は拒否をすることができるか。その場合、署名簿にある署名者全員の住所、生年月日を縦覧に供さなかったとしても、「署名簿を関係人の縦覧に供」（法74条の2第2項）しているといえるか（法改正が必要となるか）。
- ・ DV等支援対象者は、その氏名が縦覧に供され、当該市町村に居住していることが縦覧者に明らかになることをどう考えるか。

論点1 DV等支援対象者の署名等を隠す必要があると考えるか。

論点2 DV等支援対象者のみ特別な取扱いを許容する理由をどう考えるか。

論点3 左記の方法を採る場合、法改正が必要か。

- ・ 「署名簿を関係人の縦覧に供」（法74条の2第2項）しているといえるか。
- ・ 地方自治法には、不当な目的による場合に縦覧を拒否できる旨の規定等がないため、DV等支援対象者の署名等を含む署名簿全体を縦覧したい旨の申出があった場合には、拒否することができないのではないか。

論点4 DV等支援対象者の署名等を隠した署名簿を縦覧に供する場合は、本人からの申出を必要とするか。

住民基本台帳の閲覧制度の改正について

(住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十八年法律第七十四号)による住民基本台帳法の改正)

【改正前】

住民基本台帳の一部の写し(氏名、住所、性別及び生年月日を記載)について、不当な目的等による場合を除き、何人でも閲覧を請求できるという閲覧制度

【改正の概要】

(1) 閲覧することができる場合を限定

- ① 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務の遂行のために閲覧する場合
- ② 個人又は法人が次に掲げる活動を行うために閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、市町村長が当該申出を相当と認める場合
 - ・ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち公益性が高いと認められるもの
 - ・ 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるもの 等

(2) 閲覧手続等の整備

(3) 偽りその他不正の手段による閲覧や目的外利用の禁止に対する違反等に対する制裁措置の強化

【施行期日】 平成18年11月1日

選挙人名簿の縦覧廃止・閲覧への一本化について

(公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十四号)による公職選挙法の改正)

【改正前】

選挙人名簿の内容の確認に当たっては、以下の2つの手続が存在

- (1) 縦覧：選挙人名簿への登録を行った場合に、新たに登録された者の氏名、住所及び生年月を記載した書面を有権者一般の縦覧に供する。
- (2) 閲覧：以下の活動に必要な限度において、選挙人名簿の抄本(氏名、住所、性別及び生年月日等を記載)の閲覧が認められる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがある場合等に閲覧を拒否できる。
 - ① 特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認
 - ② 政治活動・選挙運動
 - ③ 調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するもの

【改正の概要】

縦覧については、その件数が極めて少ないことや、閲覧制度によっても選挙人名簿の内容の確認が可能であること、国民からの個人情報保護の要請が高まっていることなどを踏まえ、縦覧制度を廃止し、選挙人名簿の内容を確認する手段を、閲覧に一本化する。

【施行期日】 平成29年1月1日

目的

- DV等（※1）の加害者が、住民票の写し等の交付等（※2）を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。

※1 DV等…ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為

※2 住民票の写し等の交付等…住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付

DV等支援措置の概要

- DV等の被害者が市町村長にDV等支援措置を申し出て、当該市町村長が支援の必要性があると認めた場合、加害者からの住民票の写し等の交付等（※2）の請求が制限される。
- * 住民基本台帳法（第11条の2、第12条、第12条の3、第12条の4、第15条の4、第20条、第21条の3）での措置
請求が不当な目的によることが明らかな場合や相当と認めることができない場合には、閲覧させない、交付しない。
- * 住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（第4条第2項、第13条2項）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（第1条第2項、第10条）での措置
DV等被害者本人又はDV等被害者と同一世帯の者による住民票の写し等の交付等の請求の場合にも、請求事由を明らかにさせる（通常の場合は明らかにさせる必要はない）。
- * 住民基本台帳事務処理要領での措置
住民票の写し等の交付等（※2）の制限について具体的な支援措置を規定。
- ①支援措置を受けることができる対象者
・支援措置の申出者及び申出者と同一の住所の者
- ②支援措置の内容
・加害者からの請求 → 不当な目的があるものとして、閲覧させない、交付しない。
・支援対象者本人からの請求 → 住民票の写し等の交付のみによる対応とし、加害者の支援対象者本人へのなりすましを防止するため、代理人又は郵送による請求を認めない。
・その他の第三者からの申出 → 厳格な本人確認、利用目的の厳格な審査を行う。